

当センターの 静脈内鎮静法についてご紹介します

障害者歯科診療の行動調整法における薬物的行動調整法のひとつに静脈内鎮静法があります。静脈内鎮静法とは静脈麻酔薬や精神安定薬を静脈内投与し、患者さんの歯科治療に対する恐怖心やストレスを軽減し全身的な偶発症を予防するとともに、歯科治療に対する拒否行動が強い患者さんへの体動のコントロールの目的で行われる麻酔管理方法です。今回、当センターで実施している静脈内鎮静法についてご紹介します。

年間実施件数



(件) 当センターでは薬物的行動調整法のひとつとして、患者・保護者の理解、また治療内容を考慮し必要に応じて静脈内鎮静法を併用した処置を選択しています。う蝕治療などの歯科治療だけでなく、歯科衛生士によるスクレーピングやPMTCなどの予防処置においても静脈内鎮静法下で実施しています。近年、静脈内鎮静法の実施件数は増加傾向にあります。

術前から術後まで

術前禁飲食の説明
麻酔同意書の作成

治療・予防処置

術後経過観察（20分程度）
帰宅

【術前から術後までの経過】



【術中の様子】

静脈内鎮静法実施に際しては、術前に患者さんまたは保護者から麻酔同意書に署名をいただくとともに、担当医から禁飲食の指示を出します。

(※術前の禁飲食が遵守できない場合、処置が中止になる場合があります。)

実施当日は患者さんの禁飲食・体調確認をした後に診療室へ入室します。静脈内鎮静法は歯科医師と歯科衛生士に加えて、歯科麻酔科医が全身管理を担当します。歯科ユニット上で患者さんの静脈路を確保し治療を開始します。

1回の治療時間はおおむね45分とし、この時間を超える場合は複数回に分けて治療を行います。治療終了後は、20分程度歯科ユニットで休憩をとります。保護者へは帰宅の際に患者の付き添いをお願いしています。

なお、当日帰宅後は車や自転車の運転は出来ません。

当センターでは1日5件実施

これまで当センターでは1日3件の静脈内鎮静法を実施していましたが、令和5年7月より1日5件の静脈内鎮静法を実施しています。地域で受診される患者さんの中で静脈内鎮静法下の歯科治療が必要な患者さんがいらっしゃいましたら、ぜひ当センターへご紹介ください。なお、診療情報提供書は当センターホームページからダウンロード可能です。

障害者歯科個別研修会

アドバンスコース・フォローアップコースのご案内



当センターでは、障害者歯科医療への理解を深め、地域での歯科診療や診療に必要な基本的対応方法を学ぶための個別研修会を各種開催しています。

今回は、臨床実習を中心とした実践的な内容を扱うアドバンスコース・フォローアップコースをご紹介します。

※「**障害者歯科個別研修会【基礎コース】**」修了が下記研修会の参加要件のため、まずは【基礎コース】のご受講をお願いいたします。



■ 障害者歯科個別研修会【アドバンスコース】

(受講対象：臨床経験3年以上で**障害者歯科個別研修会【基礎コース】**を修了している歯科医師・歯科衛生士)

- 6日間の研修期間のうち、2日間の講義及び実習と4日間の臨床実習を行います。
- 臨床実習では、当センターの歯科医師・歯科衛生士がインストラクターとして付き、実際に障害者歯科診療を体験していただけます。また、最終日には研修報告を行います。
- この研修を修了された歯科医師の方には当センターの協力医制度のご案内をしております。

■ 障害者歯科個別研修会【フォローアップコース】

(受講対象：**障害者歯科個別研修会【アドバンスコース】**を修了している歯科医師・歯科衛生士)

- 当センターに来院される患者さんにご協力いただき、口腔内診査、トレーニング、歯科治療、定期健診、歯科診療補助、歯科予防処置など研修者の希望する症例や診療内容に応じて臨床実習を行います。
- 研修スケジュールや受講回数も研修者の予定に合わせて実施しています。
- 臨床実習により、さらにスキルアップを目指したい方向けのコースです。

詳しくは当センターのホームページ

<https://tokyo-ohc.org/kensyu/> をご覧ください！



新規職員の紹介

令和5年4月より新たに歯科衛生士3名が加わりました！

左から
歯科衛生士
櫻井、八柳、田島です。

「患者さんと保護者・介助者の方に
安心して診療を受けていただけるよう
頑張ります。」(3名より)

どうぞよろしくお願いいたします♪



「連携だより」に関する問い合わせ：東京都立心身障害者口腔保健センター・医療連携室
TEL (03) 3235-1141 (代) / FAX (03) 3269-1213